

静岡県告示第294号

医療提供体制施設整備事業費補助金交付要綱（平成18年静岡県告示第1111号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月4日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p><b>第2 定義</b></p> <p>(1) この要綱において「医療提供体制施設整備事業」とは、医療提供体制施設整備交付金交付要綱（平成21年3月30日付け厚生労働省発医政第0330004号厚生労働事務次官通知）に定める医療施設の整備を行う事業であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア～カ （略）</p> <p>キ <u>地震防災対策医療施設耐震整備事業</u> 災害医療対策事業等実施要綱に基づき、土砂災害の影響が及ぶ可能性があると思われる地域に所在する医療施設の開設者（地方公共団体等を除く。）が、土砂災害の防止のために必要な施設整備を行う事業をいう。</p> <p>ク～コ （略）</p> <p>(2)～(10) （略）</p>	<p><b>第2 定義</b></p> <p>(1) この要綱において「医療提供体制施設整備事業」とは、医療提供体制施設整備交付金交付要綱（平成21年3月30日付け厚生労働省発医政第0330004号厚生労働事務次官通知）に定める医療施設の整備を行う事業であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア～カ （略）</p> <p>キ <u>医療施設土砂災害防止施設整備事業</u> 災害医療対策事業等実施要綱に基づき、土砂災害の影響が及ぶ可能性があると思われる地域に所在する医療施設の開設者（地方公共団体等を除く。）が、土砂災害の防止のために必要な施設整備を行う事業をいう。</p> <p>ク～コ （略）</p> <p>(2)～(10) （略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表病院群輪番制病院施設整備事業の項中「231,700円」を「239,600円」に改め、同表救命救急センター施設整備事業の項中「231,700円」を「239,600円」に、「72,614千円」を「75,083千円」に、「40,300円」を「41,670円」に改め、同表小児医療施設施設整備事業の項中「207,500円」を「214,600円」に、「231,700円」を「239,600円」に改め、同表周産期医療施設施設整備事業の項中「207,500円」を「214,600円」に改め、同表医療施設近代化施設整備事業の項を次のように改める。

医療施設整備施設近代化	医療施設の患者の療養環境及び医療従事者の職場環境並びに医療施設の衛生環境の改善、患者サービスの向上等につながる次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	次により算出された額の合計額とする。ただし、(1)又は(2)の病院の整備事業において、整備後の整備区域の病床数は、1病院150床（公的医療機関及び持分のない法人は300床）を限度とする。	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に0.33を乗じ
-------------	--	---	---

<p>(1) 精神病棟</p> <p>ア 病棟（病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等）</p> <p>イ 次に掲げる整備のうち知事が認める部門</p> <p>(7) 患者療養環境改善整備</p> <p>(i) 医療従事者職場環境改善整備</p> <p>(ii) 衛生環境改善整備</p> <p>(e) 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備</p> <p>(f) 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備</p>	<p>(1) 精神病棟</p> <p>ア及びイに掲げる基準面積の合計に次に定める基準単価を乗じて得た額と、ウにより算出された額との合計額とする。</p> <p>ア 病棟整備</p> <p>(7) 1床ごとの病室面積を6.4平方メートル以上かつ1床当たりの病棟面積を18平方メートル以上確保する場合 25平方メートル×整備後の整備区域の病床数</p> <p>(i) 1床ごとの病室面積を5.8平方メートル以上かつ1床当たりの病棟面積を16平方メートル以上確保する場合 22平方メートル×整備後の整備区域の病床数</p> <p>イ 医療施設近代化施設整備事業実施要綱の3の(1)の⑩に該当する場合</p> <p>(7) 整備区域の病床数を20パーセント以上削減する場合 25平方メートル×整備後の整備区域の病床数</p> <p>(i) 整備区域の病床数を20パーセント未満削減する場合 15平方メートル×整備後の整備区域の病床数</p> <p>基準単価 鉄筋コンクリート造 1平方メートル当</p>	<p>て得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内</p>
--	---	--

	<p>ウ 電子カルテシステムの整備</p> <p>(2) 療養病床療養環境改善事業（機能訓練室、患者食堂、浴室、附属設備等）</p>	<p>たり 214,600円</p> <p>ウ 医療施設近代化施設整備事業実施要綱の3の(1)の⑩に該当する場合（精神病棟に限る。）</p> <p>電子カルテシステムを整備する場合 1床当たり605千円×整備後の整備区域の病床数</p> <p>(2) 療養病床療養環境改善事業</p> <p>ア及びイに掲げる基準面積の合計に次に定める基準単価を乗じた額と、ウにより算出された額との合計額とする。</p> <p>ア 機能訓練室 1施設当たり40平方メートル</p> <p>イ 患者食堂 療養病床1床当たり 1平方メートル</p> <p>基準単価 鉄筋コンクリート造 1平方メートル当たり 214,600円</p> <p>ウ 浴室 浴室1か所当たり 10,954千円</p> <p>ただし、特に知事が必要と認める場合は、21,910千円とする</p>	
--	--	---	--

別表地域災害拠点病院施設整備事業の項を次のように改める。

<p>地域施設災害整備</p>	<p>地域災害拠点病院として必要な新築及び増改築に伴う補強並びに既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p>	<p>補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300平方メートル× 41,700円</p>	<p>補助対象経費の実支出額と補助基準額とを施設ごとに比較していずれか少ない額のそれぞれを合計した額と、総事業費から寄附金その他の収入額</p>
<p>拠点事</p>	<p>備蓄倉庫整備に必要な工事費又は工事請負費</p>	<p>備蓄倉庫 1か所当たり 43,506千円</p>	

病業	非常用自家発電装置整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費	非常用自家発電装置 1 か所当たり 149,535千円	を控除した額とを比較していずれか少ない額に0.33を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内
	受水槽整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費	受水槽 1 か所当たり 137,802千円	
	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費	ヘリポート 1 か所当たり 75,083千円	
	給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工事請負費	給水設備 1 か所当たり 64,800千円	

別表地震防災対策医療施設耐震整備事業の項中「地震防災対策医療施設耐震整備事業」を「医療施設土砂災害防止施設整備事業」に、「31,784千円」を「32,865千円」に改め、同表医療施設等耐震整備事業の項中「191,400円」を「197,900円」に改め、同表医療機器管理室施設整備事業の項中「231,700円」を「239,600円」に改める。

様式第1号中「事業の種類」を「事業の区分」に改め、様式第2号中「事業の名称」を「事業の区分」に、「国庫補助金」を「県補助金」に改め、様式第3号中「事業区分」を「事業の区分」に改め、様式第6号中「事業の種類」を「事業の区分」に改め、様式第10号中「平成」を削り、「事業の種類」を「事業の区分」に改める。

#### 附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。